



ニュースリリース 平成 27年 5月 12日

コーポレート・ガバナンス委員会の設置に関するお知らせ

株式会社常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の充実に向け、下記のとおり「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 設置の目的

当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、独立役員による社外の知見、見識を従来にも増して経営に活かし、透明性や公正性を確保した高い監督態勢のもと、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の充実を図ることを目的とします。

2. コーポレート・ガバナンス委員会の概要

(1) 位置付け

コーポレート・ガバナンス委員会（以下、「委員会」といいます。）は、取締役会の諮問機関に位置付け、取締役会からの以下の諮問事項に関し、当行のコーポレート・ガバナンスの向上を図る観点から審議・答申します。取締役会は、その答申を尊重し、重要な事項に関する意思決定ならびに取締役の職務の監督に反映してまいります。

(2) 構成

委員会は、全ての独立役員、取締役会議長、代表取締役および取締役会が必要に応じ委嘱するその他の取締役で構成します。委員会の構成は、独立役員が過半数を占めるようにするとともに、委員長は、独立社外取締役の中から委員の互選によって決定いたします。

(3) 審議する主な諮問事項

委員会では、主に以下の事項を審議・答申いたします。

- ① 取締役候補の選定に関する事項
- ② 取締役の報酬に関する事項
- ③ 株主の声の収集・分析に関する事項
- ④ その他コーポレート・ガバナンスの向上に関し、取締役会が諮問する事項

(4) 設置日

平成27年5月12日（火）

以上